

食糧費に関する行政文書の公開基準

1 制定趣旨

食糧費に関する行政文書については、公開に対する県民の関心が高く、また、各所属が共通に保有しているものであることから、新たに「食糧費に関する行政文書の公開基準」を制定し、取扱いの統一と公開事務の迅速化を図るとともに、併せて行政運営の透明性を一層高め、県民に信頼される県政の推進に資するものとする。

2 対象とする行政文書及び記載事項

(1) 対象とする行政文書

- ア 支出負担行為何書
- イ 請求書
- ウ 支出命令書

(2) 記載事項

- ① 実施年月日 ② 支出金額 ③ 支出内訳 ④ 会議等の名称
- ⑤ 会議等の内容 ⑥ 県職員の所属機関名、役職名、氏名
- ⑦ 相手方の所属機関名、役職名、氏名
- ⑧ 会議等の場所 ⑨ 債権者名
- ⑩ 債権者の取引金融機関等（金融機関名、預貯金種目、口座番号、口座名義及び印影）

3 公開基準

食糧費に関する行政文書は、原則として公開する。

(公開する事項)

- ① 実施年月日 ② 支出金額 ③ 支出内訳 ④ 会議等の名称
- ⑤ 会議等の内容 ⑥ 県職員の所属機関名、役職名、氏名
- ⑦ 相手方の所属機関名、役職名、氏名
- ⑧ 会議等の場所 ⑨ 債権者名

ただし、相手方が非公開を前提に会議等に参加しているもの等次に掲げる会議等に係るものについては、例外として④～⑨の事項のうち、公開することにより、行政運営上支障が生ずるおそれがあると認められる事項を、非公開とすることができる。その場合、非公開の範囲は必要最小限のものとしなければならない。

また、非公開の判断に当たっては、会議等の目的とする事務事業の性質・内容、会議等の開催目的や出席者の属性などに照らし、非公開とする合理的必要性がある場合であること、会議等の相手方等出席者も当然に非公開であると理解してこれに出席していたこと、相手方等の事前の同意なしに所属・氏名等を開示すると、相手方が不信、不快の念を抱き、関係当事者との信頼関係又は協力関係が損なわれ、以後の会議等の出席を拒否されたり、率直な意見交換が控えられようになることなど、特段の事情が存在することを明らかにする必要がある。

(会議等の類型)

事務・事業の執行のために必要な事項についての関係者との内容の協議を目的として行われる会議等

事例

- ・ 県政運営についての意見交換、協力等を目的に開催された会議等のうち、会議等の内容や相手方の所属機関、役職名、氏名等を公開することにより相手方の利益、信用が不当に損なわれるおそれがあるものであって、非公開とすることを前提として開催されるなど非公開とすることについて相手方と明示又は黙示の合意があるもの
- ・ 公共施設の用地買収や工事の執行を円滑に行うために特定の地権者等関係者を相手に行われた事前折衝に係るもの
- ・ 公共施設の施行順位や、道路等のルート設定のために開催されたもの
- ・ 企業等の誘致活動など事業の推進を図るために開催された会議等で、その開催の事実が公にされることで、関係者等に誤解や混乱を与える可能性があるもの
- ・ 会議への参加の事実が知られることで、参加者の生命、健康、生活又は財産が不当に害されるおそれがあるもの

4 起案の際の非公開表示の徹底

会議等で食糧費の支出を伴うもので、上記3の例外として非公開とする情報が存するものは、その旨を支出負担行為伺書に明示して決裁を受けなければならない。

また、非公開とすることを前提として会議等を開催することを相手方に伝えているもの若しくはその旨相手方から申し入れがあるもの又は非公開とすることについて相手方と明示若しくは黙示の合意があるものについては、その旨を支出負担行為伺書に明確に記載するものとする。

5 食糧費等の支出を伴う会議・懇談等に関する支出負担行為伺書の記載項目の充実・統一について

公開する食糧費に関する文書により、県の行う行政活動をできる限り明確に説明できるものとするため、支出負担行為伺書には次の事項を記載するものとする。

要記載情報	内 容
会議等の開催に関する情報	① 実施年月日 ② 会議等の場所 ③ 支出金額の概算
参加者等に関する情報	① 主催者及び相手方の所属機関名、役職名、氏名 ※ 参加者が多数に及ぶ場合は、代表者の記載及び参加者数を明示するものとする。
会議等の内容に関する情報	① 会議等の名称 ② 会議等の内容（開催理由あるいは目的）

6 本基準の適用等について

- (1) 平成12年4月1日以降に執行する会議等に係る食糧費に関する行政文書について本基準を適用する。
- (2) 実施機関は、本基準の適用について疑義が生じた場合には、行政法務課長に協議するものとする。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。